

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 8 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和２５年川崎市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「第２７９号」を「第２７８号」に改め、同条第１９４号を次のように改める。

(194) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請又は同法第１８条第２項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査

ア 床面積の合計が３０平方メートル以内のもの

１件につき １５，０００円

イ 床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの

１件につき ２８，０００円

ウ 床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの

１件につき ４３，０００円

エ 床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの

もの	1 件につき 48,000 円
オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 55,000 円
カ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 66,000 円
キ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 93,000 円
ク 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 160,000 円
ケ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 280,000 円
コ 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 370,000 円
サ 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	
もの	1 件につき 460,000 円
シ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	
	1 件につき 900,000 円

床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又

はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第2条第195号ア中「16,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「19,000円」を「30,000円」に改め、同号ウ中「25,000円」を「39,000円」に改め、同号サを同号シとし、同号オから同号コまでを同号カから同号サまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「34,000円」を「53,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 44,000円

第2条第196号ア中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号サを同号シとし、同号オから同号コまでを同号カから同号サまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円

第2条第197号を次のように改める。

(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下

「建築物省エネ法」という。) 第 1 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 2 条第 2 項若しくは第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物、当該計画の変更に係る建築物その他建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査が必要な建築物として市長が別に定めるもの(以下この号において「判定建築物等」という。)が含まれる場合に限る。)

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。第 2 6 4 号、第 2 6 6 号、第 2 7 0 号及び第 2 7 2 号において同じ。)その他これに類する建築物として市長が別に定めるもの(第 2 6 8 号において「一戸建ての住宅等」という。)

1 件につき 前 2 号に規定する額に 1 4, 0 0 0 円を加えた額

イ ア以外の建築物 1 件につき 前 2 号に規定する額に次に掲げる判定建築物等の部分の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この号、第 2 6 4 号、第 2 6 6 号、第 2 6 8 号及び第 2 7 0 号において「基準省令」という。)) 第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第 2 6 4 号、第 2 6 8 号及び第 2 7 0 号において同じ。) 次に掲げる判定建築物等の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

2 1, 0 0 0 円

b 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの

3 5, 0 0 0 円

c 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0

0 平方メートル未満のもの 67,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

100,000円

(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分という。以下この号、第264号、第268号及び第270号において同じ。） 次に掲げる判定建築物等の区分に応じ次に規定する額

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

26,000円

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

38,000円

d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

95,000円

e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

140,000円

f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

180,000円

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

220,000円

床面積の合計は、判定建築物等を新築した場合にあっては当該新築に係る床面積について算定し、判定建築物等を増築し、又は改築した場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。この場合において、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物等の部分で市長が認めるものに係る床面積は除いて算定する。

第2条第198号ア中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号サを同号シとし、同号オから同号コまでを同号カから同号サまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「50,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円

第2条第264号ア中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「(第266号、第270号、第272号及び第274号)」を「(第266号、第270号及び第272号)」に改め、同号ア(7)中「(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。)」を削り、「4,900円」を「4,700円」に改め、同号ア(イ)aを次のように改める。

a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

第2条第264号ア(イ)bを削り、同号ア(イ)cを次のように改める。

b 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
9, 4 0 0 円
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0
0 平方メートル未満のもの 1 6, 0 0 0 円
- (c) 非住宅部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2,
0 0 0 平方メートル未満のもの 2 7, 0 0 0 円
- (d) 非住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5,
0 0 0 平方メートル未満のもの 8 0, 0 0 0 円
- (e) 非住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0,
0 0 0 平方メートル未満のもの 1 3 0, 0 0 0 円
- (f) 非住宅部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2
5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 6 0, 0 0 0 円
- (g) 非住宅部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上の
もの 2 0 0, 0 0 0 円

第 2 条第 2 6 4 号イ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築
物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- (a) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
2 3, 0 0 0 円
- (b) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0
平方メートル未満のもの 4 2, 0 0 0 円
- (c) 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0
0 0 平方メートル未満のもの 8 1, 0 0 0 円
- (d) 住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの

138,000円

b 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計
一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物
の区分に応じ次に規定する額

i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

230,000円

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

290,000円

iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

370,000円

iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

530,000円

v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

650,000円

vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

770,000円

vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

870,000円

(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,000円

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,000円

iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,

- | | |
|---|----------|
| 000平方メートル未満のもの | 150,000円 |
| iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 240,000円 |
| v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 310,000円 |
| vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 370,000円 |
| vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの | 440,000円 |

第2条第264号ウ(ア) a 中「又は」を「及び」に改め、同号ウ(ア) b を同号ウ(ア) c とし、同号ウ(ア) a の次に次のように加える。

b 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

- | | |
|---------------------------|---------|
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 25,000円 |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 28,000円 |

第2条第264号ウ(イ)を次のように改める。

- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
- a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
- (a) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
69,000円

ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
120,000円

iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
200,000円

iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
280,000円

(b) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
51,000円

ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
86,000円

iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
150,000円

iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
220,000円

(c) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
33,000円

ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
57,000円

iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

b 非住宅部分 イ(イ)bに掲げる場合の区分に応じイ(イ)bに規定する額

第2条第266号ア(ア)中「2,450円」を「2,350円」に改め、同号ウ(ア)a中「又は」を「及び」に改め、同号ウ(ア)bを同号ウ(ア)cとし、同号ウ(ア)aの次に次のように加える。

b 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

12,500円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

14,000円

第2条第268号を次のように改める。

(268) 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）

第24条第2項に規定する通知書が添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅等 1件につき 4,700円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる建築物の部分の区分に応

じ次に規定する額

a 住宅部分 1 件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

9, 4 0 0 円

(b) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの

2 0, 0 0 0 円

(c) 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの

4 5, 0 0 0 円

(d) 住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの

8 1, 0 0 0 円

b 非住宅部分 1 件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

9, 4 0 0 円

(b) 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの

1 6, 0 0 0 円

(c) 非住宅部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの

2 7, 0 0 0 円

(d) 非住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの

8 0, 0 0 0 円

(e) 非住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの

1 3 0, 0 0 0 円

(f) 非住宅部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの

1 6 0, 0 0 0 円

(g) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの
200,000 円

イ ア以外の場合

(7) 一戸建ての住宅等 1 件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

a 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
34,000 円

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
38,000 円

b 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合又は同号イただし書の国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
25,000 円

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
28,000 円

c 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イただし書の国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの

17,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

69,000円

ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

120,000円

iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

200,000円

iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のものの

280,000円

(b) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

51,000円

ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

0 平方メートル未満のもの 8 6 , 0 0 0 円

iii 住宅部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 ,

0 0 0 平方メートル未満のもの 1 5 0 , 0 0 0 円

iv 住宅部分の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの
2 2 0 , 0 0 0 円

(c) 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合
次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

3 3 , 0 0 0 円

ii 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0

0 平方メートル未満のもの 5 7 , 0 0 0 円

iii 住宅部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 ,

0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 0 , 0 0 0 円

iv 住宅部分の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの
1 6 0 , 0 0 0 円

b 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準が適用される場合
次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

8 7 , 0 0 0 円

ii 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1 , 0

0 0 平方メートル未満のもの 1 1 0 , 0 0 0 円

iii 非住宅部分の床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートル以上 2 ,

0 0 0 平方メートル未満のもの 1 5 0 , 0 0 0 円

- iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円

床面積の合計の算定については、第197号の床面積の算定方法を準用する。

第2条第269号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同号ア中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同条第270号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア(ア)中「4,900円」を「4,700円」に改め、同号ア(イ)aを次のように改める。

a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 住宅部分の床面積の合計300平方メートル未満のもの

9,400円

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

20,000円

(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

45,000円

(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

81,000円

第2条第270号ア(イ)bを削り、同号ア(イ)cを次のように改める。

b 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,400円

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

16,000円

(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

27,000円

(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

80,000円

(e) 非住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 3 0, 0 0 0 円

(f) 非住宅部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 6 0, 0 0 0 円

(g) 非住宅部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 2 0 0, 0 0 0 円

第 2 条第 2 7 0 号イ中「添付されている場合」の次に「（基準省令第 1 3 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合を除く。）」を加え、同号イ(イ) a 中「住戸の総数」を「建築物」に改め、同号イ(イ) b を削り、同号イ(イ) c を同号イ(イ) b とし、同号ウ(ア) a 中「又は」を「及び」に改め、同号ウ(ア) b を同号ウ(ア) c とし、同号ウ(ア) a の次に次のように加える。

b 基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 2 5, 0 0 0 円

(b) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 2 8, 0 0 0 円

第 2 条第 2 7 0 号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用さ

れる場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
6 9, 0 0 0 円

ii 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0
0 平方メートル未満のもの 1 2 0, 0 0 0 円

iii 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5,
0 0 0 平方メートル未満のもの 2 0 0, 0 0 0 円

iv 住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のも
の 2 8 0, 0 0 0 円

(b) 基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用さ
れる場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合
次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
5 1, 0 0 0 円

ii 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0
0 平方メートル未満のもの 8 6, 0 0 0 円

iii 住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5,
0 0 0 平方メートル未満のもの 1 5 0, 0 0 0 円

iv 住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のも
の 2 2 0, 0 0 0 円

(c) 基準省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用さ
れる場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
3 3, 0 0 0 円

ii 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0

0 平方メートル未満のもの 57, 000 円

iii 住宅部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5,

000 平方メートル未満のもの 100, 000 円

iv 住宅部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上のもの

の 160, 000 円

b 非住宅部分 イ(i)b に掲げる場合の区分に応じイ(i)b に規定する額

第 2 条第 271 号中「第 35 条第 2 項後段」を「第 30 条第 2 項後段」に、「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改め、同条第 272 号中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同号ア中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に、同号ア(7)a 中「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「2, 450 円」を「2, 350 円」に改め、同号ア(7)b 中「4, 900 円」を「4, 700 円」に改め、同条第 273 号中「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項後段」を「第 30 条第 2 項後段」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同条第 274 号を削り、同条第 275 号中「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に、「第 13 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に、「第 11 条」を「第 13 条」に改め、同号を同条第 274 号とし、同条第 276 号から同条第 294 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条中「第 2 条第 292 号」を「第 2 条第 291 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に増築又は改築に係る工事に着手した建築物の非住

宅部分の全体に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 6 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合における改正後の条例第 2 条第 1 9 7 号、第 2 6 8 号、第 2 6 9 号及び第 2 7 4 号に規定する手数料の算定（床面積の算定に係る部分に限る。）に関するこれらの規定の適用については、同条第 1 9 7 号中「増築又は改築に係る部分」とあるのは「建築物の非住宅部分の全体」と、同条第 2 6 8 号中「第 1 9 7 号」とあるのは「川崎市手数料条例の一部を改正する条例（令和 7 年川崎市条例第 8 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた第 1 9 7 号」と、同条第 2 6 9 号中「前号」とあるのは「川崎市手数料条例の一部を改正する条例（令和 7 年川崎市条例第 8 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた前号」と、同条第 2 7 4 号中「第 2 6 8 号」とあるのは「川崎市手数料条例の一部を改正する条例（令和 7 年川崎市条例第 8 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた第 2 6 8 号」とする。